

北九州市環境審議会における審議について (事業系ごみの減量・リサイクルの推進)

北九州市では、事業系ごみの減量リサイクルを推進するため、令和7年8月19日(火)に開催された第72回北九州市環境審議会において「北九州市における事業系ごみの減量・リサイクル」について、ご審議いただいたので報告するもの。

1 審議の内容について

- (1)審 議 資 料 別紙1「環境審議会答申」のとおり
- (2)審 議 内 容 事業系ごみの処理手数料のあり方について

2 委員からの主な意見

- ・ 今後、北九州市が進めるべき事業系ごみ対策の方向性について、環境保全の観点に立つ審議会の明確な意思をまとめていただいたと思う。
- ・ 手数料改定では、物価高騰など社会経済状況を踏まえ、事業者への影響に配慮する視点が重要である。いろいろな事業者の声を把握しながら、具体的な対策を進めていくことが必要だと思う。



今後の事業系ごみ対策のあり方について
(答 申)

令和 7 年 8 月 1 9 日
北九州市環境審議会

目 次

1	はじめに	1
2	これまでの取り組み	1
3	事業系ごみの現状と問題点	2
	(1) 北九州市の事業系ごみ量について	2
	(2) 事業者の意識について	4
	(3) 焼却工場の検査・指導体制について	5
	(4) 現行の処理手数料について	5
4	事業系ごみ対策の方向性と具体策	7
	(1) 事業者の意識変革とさらなるリサイクル促進	7
	(2) 焼却工場における検査・指導体制の強化	9
	(3) ごみ処理手数料の見直し	10
5	まとめ	11
6	参 考	12
	(1) 審議経過	12
	(2) 第 15 期 北九州市環境審議会委員名簿（第 67 回～第 69 回 環境審議会） ...	13
	(3) 第 16 期 北九州市環境審議会委員名簿（第 70, 71 回環境審議会）	14

1 はじめに

北九州市では、令和3年8月に「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、計画に掲げる目標達成に向けて、さまざまなごみの減量・リサイクル策に取り組んでいるが、最終処分場の延命化などの重要な課題も生じており、より踏み込んだ減量・リサイクル策が必要となっている。

このような状況を受け、北九州市環境審議会は、令和6年2月9日に北九州市長から「今後の事業系ごみ対策の方向性について」の諮問（令和6年2月9日付、北九環循第763号）を受けた。

当審議会では諮問の趣旨を踏まえ、6回の会議を開催し、北九州市のこれまでの取り組みを検証しつつ、他都市の状況等も踏まえながら、今後取り組むべき方向性について検討したので、以下のとおり報告する。

なお、以下で言う「事業系ごみ」は、事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、産業廃棄物を除く、いわゆる事業系一般廃棄物を指すものとする。

2 これまでの取り組み

北九州市は、平成15年7月に「北九州市ごみ処理のあり方検討委員会」の提言に示された「ごみの排出者としての責任の自覚と実行」、「経済的手法による誘導策の活用と公平性の確保」、「各主体が連携した取組体制の確立とエコタウン事業の戦略的活用」の3つの基本的方針に基づき、平成16年10月から、事業系ごみの市による収集の原則廃止、事業者等が市の焼却工場に持ち込むごみ、いわゆる自己搬入ごみの処理手数料（以下「ごみ処理手数料」という。）の改正、焼却工場へのリサイクル可能な紙類や廃木材の受け入れの停止、焼却工場での搬入物の内容検査の強化などの事業系ごみ対策を展開してきた。

一方で、北九州市は、ごみ処理手数料の改正にあたり、ごみの減量に取り組む事業者の減量努力を反映する観点から、ごみ処理手数料の計量単位を「100 kgごと」から「10 kgごと」に見直し、また、事業者の利便性の向上のために焼却工場への搬入

時間を延長するなどの対応を実施した。

3 事業系ごみの現状と問題点

(1) 北九州市の事業系ごみ量について

事業者が事業系ごみを処理する方法としては、排出事業者自らまたは一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に委託して、市の焼却工場や最終処分場に搬入する方法、いわゆる「自己搬入」がある。

なお、排出量が家庭ごみ程度であり、かつ、家庭ごみと事業系ごみとの区別が難しい住居併設型事業所については、特例的に市が収集を行っている。

令和5年度に北九州市が焼却工場処理した事業系ごみは、自己搬入ごみ約13万2千トン、市が収集する住居併設型事業所のごみ約2万トンの合計約15万2千トンであり、家庭系ごみ約14万5千トンを超え、市の焼却工場処理した一般廃棄物の半分以上を事業系ごみが占めている（図1・3参照）。

また、国（環境省）が毎年実施している一般廃棄物処理実態調査において、令和4年度の北九州市の市民1人一日あたりの家庭ごみ量は449g/人・日で、政令指定都市の中では中位であるが、事業系ごみ量は479g/人・日と他の政令指定都市と比べて、上から2番目に多い状況となっている（図2・4参照）。

図1：北九州市の家庭系ごみの推移(平成15年度～令和5年度)

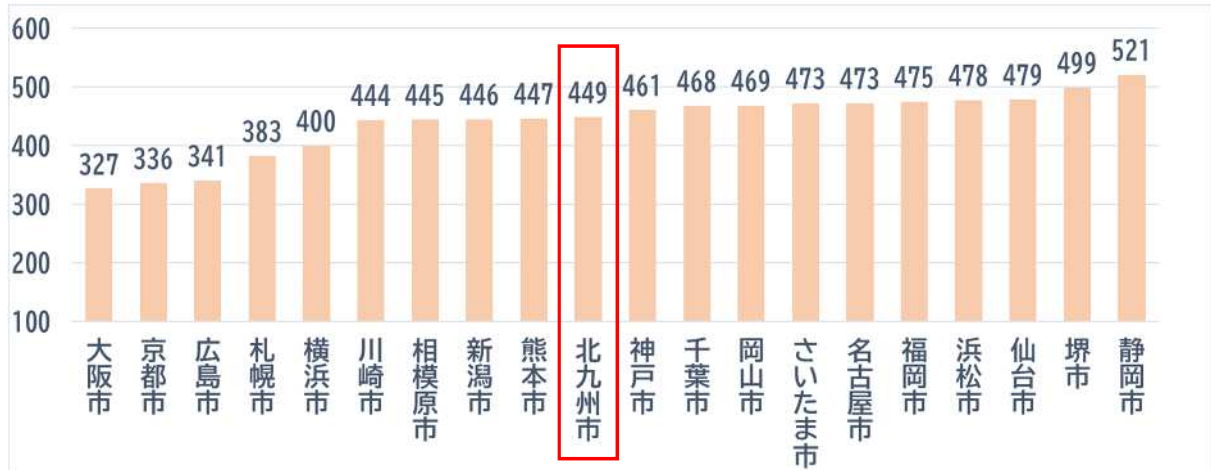
(単位:千トン)



(家庭ごみ量及び粗大ごみ量の合計値)

図2：家庭系ごみ量の比較(政令指定都市)

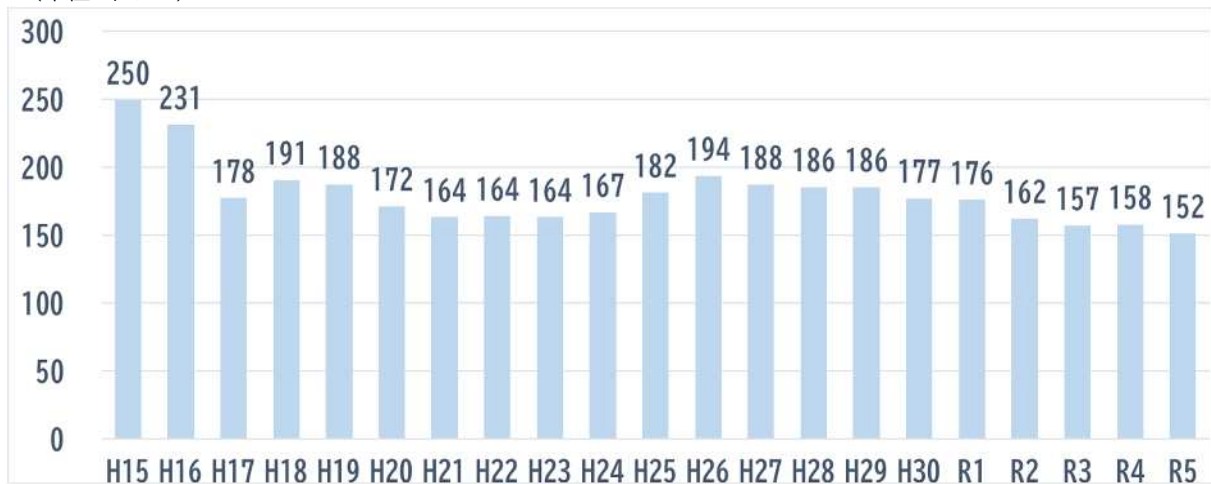
(単位:g/人・日)



(出典：環境省一般廃棄物処理実態調査 令和4年度結果)

図3：北九州市の事業系ごみの推移(平成15年度～令和5年度)

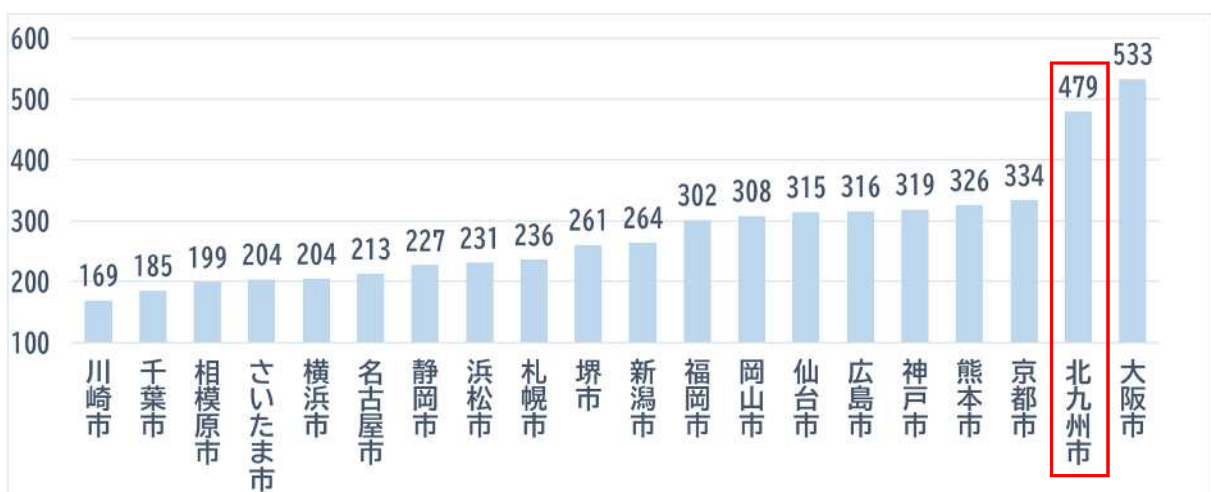
(単位:千トン)



(自己搬入ごみ量及び住居併設型事業所ごみ量の合計値)

図4：事業系ごみ量の比較(政令指定都市)

(単位:g/人・日)



(出典：環境省一般廃棄物処理実態調査 令和4年度結果)

(2) 事業者の意識について

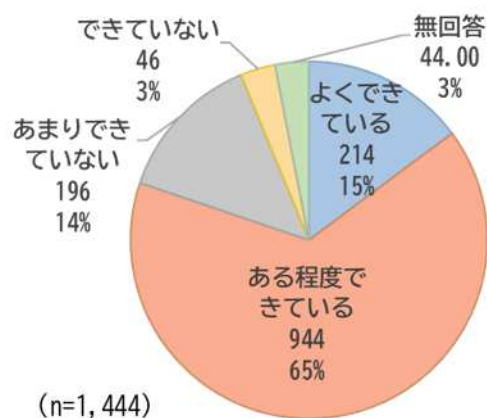
北九州市が令和2年8月に実施した市内の3,000事業者を対象としたごみの処理状況、減量・リサイクルへの意識などに関するアンケート調査（図5参照）では、約8割の事業者がごみの減量・リサイクルに取り組んでいると回答しており、このうちの約5割が紙類の減量に取り組んでいるという回答状況であった。

しかしながら、焼却工場に搬入された事業系ごみの組成調査（図6参照）では、全体の約4割が紙類であり、業種別に行った組成調査ではオフィスビルから排出されたごみ（図7参照）に紙類が約8割混入しているなど、事業者のリサイクル意識と排出実態との間には乖離が見られる。

図5：市内排出事業者を対象としたアンケート調査結果（令和2年度）

市内の3,000事業所を対象として、事業者のごみ減量・リサイクル意識などの把握を目的としたアンケート調査を実施（回答数1,444件、有効回答48.1%）

① ごみ減量・リサイクルの取り組みはできているか



② どのようなリサイクルに取り組んでいるか

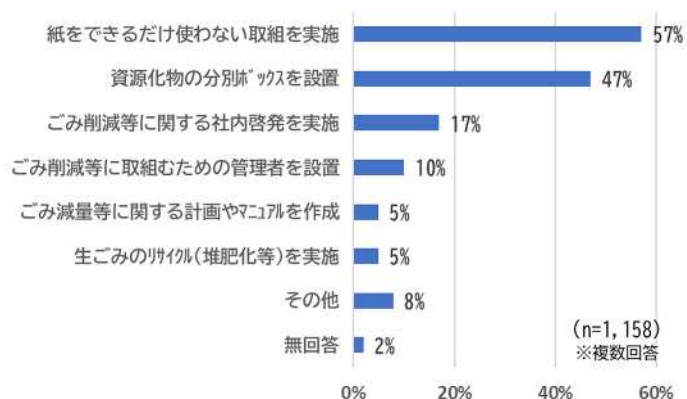


図6：焼却工場搬入ごみ組成調査(令和6年度)

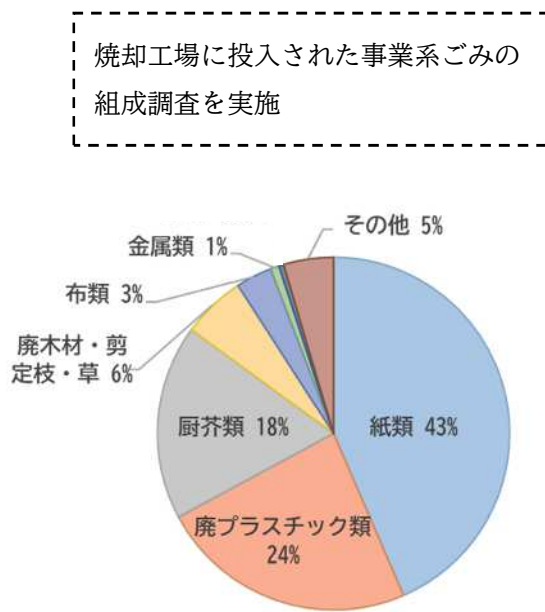
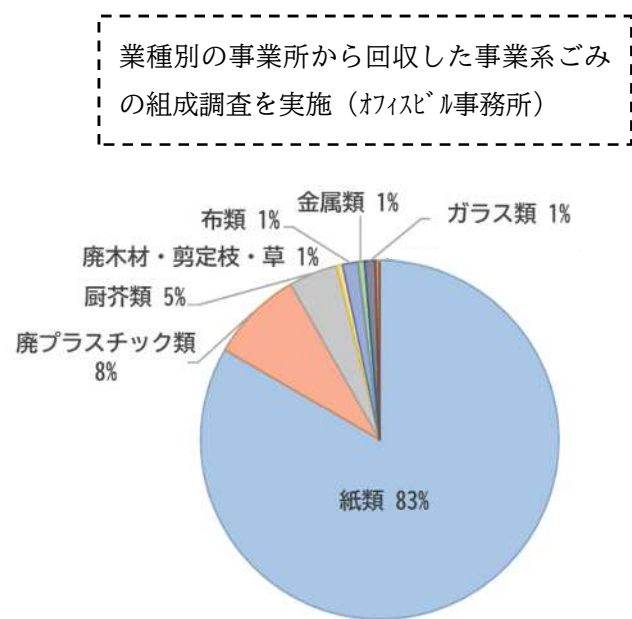


図7：業種別組成調査(令和6年度)



(3) 焼却工場の検査・指導体制について

北九州市は3つの焼却工場を有しており、各焼却工場では事業系ごみを処理している。

焼却工場に搬入される事業系ごみの内容については先の（2）でも触れたが、リサイクル可能な紙類以外に、本来搬入できない廃プラスチック類や金属くずなどの産業廃棄物が確認された。

また、北九州市が実施した焼却工場での計量前の検査では、搬入車両の約15%が市外ナンバーであり、搬入物に周辺市町の指定袋が確認されるなど、市外からごみが流入していることが判明している。

なお、同検査では、一般廃棄物収集運搬業の無許可営業が疑われる搬入事例も報告されている。

(4) 現行の処理手数料について

北九州市におけるごみ処理手数料は、10kg 当たり 100 円であり、平成 16 年の改正以降、約 20 年間改正されていない。

北九州市の自己搬入ごみの処理原価は、新日明工場の建設や新門司工場の延命化工事などに伴い、令和 7 年度以降は 10kg 当たり 200 円を超えることが見込まれてい

る（図8参照）。

また、現行のごみ処理手数料は、他の政令指定都市や周辺市町の手数料および市内リサイクル業者の引き取り料金よりも比較的低く（図9・10参照）、リサイクルされるべき紙類等が焼却工場に持ち込まれる原因や、周辺市町からのごみ流入の原因になっていると考える。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第3条では、事業者に対し、事業活動に伴って生じる廃棄物を自らの責務において適正に処理すべき責任（以下「排出事業者責任」という。）及び、その廃棄物の適正処理等に関する国や地方公共団体の施策への協力義務を定めている。また、国（環境省）は、事業系ごみの処理手数料について「一般廃棄物処理有料化の手引き」の中で、事業者が処理原価相当分を負担することが望ましいとの見解を示している（参考「一般廃棄物処理有料化の手引き（抜粋）」を参照）。

図8：自己搬入に係るごみ処理原価推移（H15～R7）

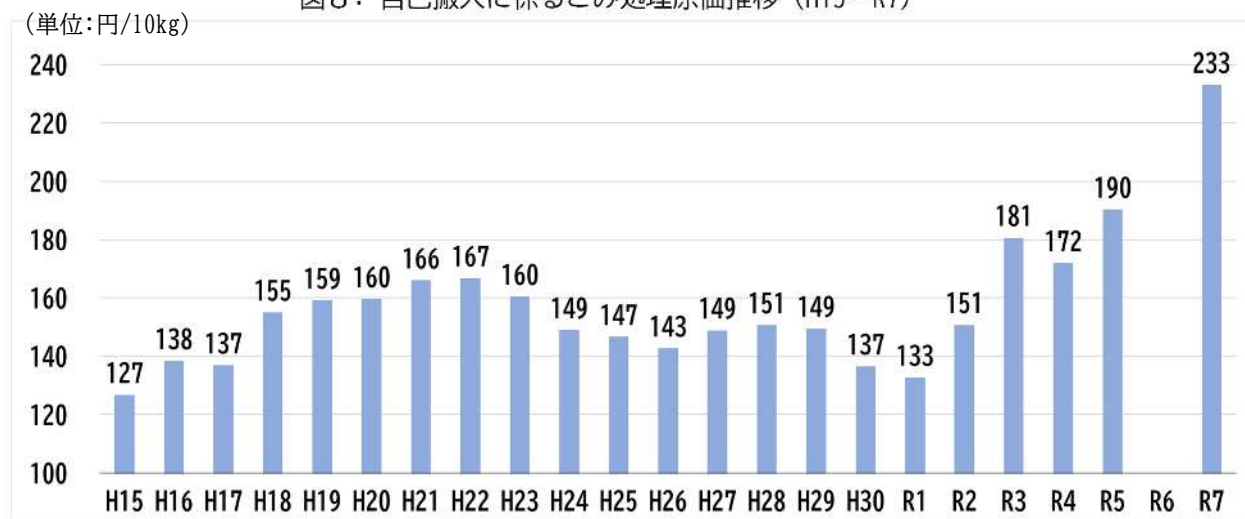


図9：自己搬入に係るごみ処理手数料比較（政令指定都市・周辺市町）



（出典：各市ホームページ等 ※令和6年11月時点）

図 10：民間リサイクル施設の処理料金

品 目	処理単価
ごみ処理手数料（焼却）	100円 /10kg
かん・びん	100円～ /10kg
廃木材	100円～ /10kg
廃プラスチック類	300円～ /10kg
古紙	無 料

（出典：処理業者聞き取り結果等）

参考：「一般廃棄物処理有料化の手引き（抜粋）」（環境省）

3－2 手数料の料金水準

(1) 処理原価相当の料金徴収

廃棄物処理法上、市町村は、当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。

そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。

4 事業系ごみ対策の方向性と具体策

以上に述べた、北九州市における事業系ごみの現状や問題点を踏まえ、当審議会は、今後の対策の方向性を下記の3つに整理した。

- (1) 事業者の意識変革とさらなるリサイクル促進
- (2) 焼却工場における検査・指導体制の強化
- (3) ごみ処理手数料の見直し

については、この3つの方向性に従い、事業系ごみの減量・リサイクルの促進を図るための対策について、次のとおり提言する。

(1) 事業者の意識変革とさらなるリサイクル促進

① 事業者の意識変革について

ごみの減量・リサイクル策として、市はこれまで事業所への立ち入り検査や、廃棄物管理責任者を対象とする講習会などを通じて周知を行ってきたが、事業系ごみの排出実態からは、この周知が十分に行き届いていないと考えられる。

したがって、まずは事業者に、自らの事業所で排出しているごみについて、どのようなもの（種類）が、どの程度（量）含まれているのかを確認し、そのうえでリサイクル可能なものの分別に取り組んでもらうことが必要である。このために、事業者に対し、排出事業者責任について十分な意識付けにつながるような啓発を行うことが必要である。

【具体的な対策】

立ち入り調査や講習会など、直接、事業者の説明する機会においては、まず、排出事業者責任に関して丁寧に説明することを基本とし、この責任についての理解が深まるよう情報提供をするべきである。その際、説明の対象を従業員にも拡大することや、事業所内での伝達研修を促すなどの工夫を施すことが望まれる。

なお、説明においては、ごみの減量・リサイクルが処理コストの抑制につながるというコスト意識への啓発も必要である。

また、近年急速に進んでいるSNSやウェブ広告などの広報ツールも積極的に活用しながら、あらゆる機会を通して、幅広く啓発、PRを続けることで、事業者の意識変革に努めることが必要である。

② さらにリサイクル促進について

事業者の意識変革と併せて、リサイクル促進のための仕組みが求められる。この点につき、事業系ごみに多く混入しているリサイクル可能なごみとしては、紙類や厨芥類があることから、事業者が分別、リサイクルを進めるためには、これらの資源ごみの受け皿づくりが必要である（図6・7参照）。北九州市においては、紙類のリサイクル業者が約20社存在していることから、紙類はリサイクルしやすい品目と言える。

そこで、事業者が取り組みやすいリサイクルシステムの整備が重要である。

【具体的な対策】

事業者へのリサイクル促進策としては、まずは紙類のリサイクルから始めることが望ましい。

この点につき、行政は、事業者が抱える分別の手間や保管場所の問題などに配慮し、

複数の事業者が協力してリサイクルに取り組むオフィス町内会の普及や、事業所で使用する分別ボックスの提供などを通じて、事業者のリサイクル活動を支えていくことが必要である。

また、業種別のごみ減量・リサイクルのガイドブックの作成や、効果的なリサイクルの取り組み事例などの情報を幅広く提供することも有効である。

一方、厨芥類のリサイクルは、たい肥化が中心であり、対応できる業者は市内に1社しかない。このため、厨芥類を多く排出する飲食店やスーパーなどではリサイクルが進んでいない状況である。

そこで行政には、事業者が取り組みやすいリサイクルの仕組みについての実証試験などを行い、資源循環システムの構築に努めていくことを期待する。

(2) 焼却工場における検査・指導体制の強化

事業系ごみの組成調査や計量前の搬入物検査から、北九州市の焼却工場では受け入れられない産業廃棄物や、市外で発生した廃棄物が搬入されていることが分かっている。このような廃棄物の搬入は、市の焼却工場の適正な運用を守る観点からも排除すべきである。

そこで、搬入物の検査や搬入者への聞き取りを徹底するなど、焼却工場の検査・指導体制の強化が求められる。

【具体的な対策】

検査・指導体制の強化にあたっては、まず検査体制を整えることが必要である。

検査の実施回数や検査人員を見直すほか、検査作業を効率的に進めるために搬入物の申請書や手順マニュアル等を工夫する必要がある。

また、虚偽の申請や不適物を隠して持ち込む行為などについては、看板等で啓発するとともに、特に悪質な場合には、廃棄物処理法を適用するなど、厳格に対処すべきである。

なお、検査の強化に伴い増加する不法投棄の対策や、検査作業をさらに効率化する事前申請の検討なども併せて進めていくことが望ましい。

このように「不適物を持ち込ませない」「不正を繰り返させない」という姿勢を根気強く示していくことが大切である。

(3) ごみ処理手数料の見直し

第3章の現状と問題点で述べたが、自己搬入されるごみの処理原価は、今後も上昇する見込みである（図8参照）。

また、現行のごみ処理手数料が、周辺市町の手数料やリサイクル料金よりも比較的低いことが、市外ごみの流入やリサイクルが進まない要因の一つとなっている（図9・10参照）。

国も「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制等を政策の方向性として明示している。

以上のことから、北九州市のごみ処理手数料は、見直す時期に来ていると考える。

【具体的な対策】

ごみ処理手数料は、排出事業者責任の原則に基づき、事業者が処理原価相当額（233円／10kg（令和7年度推計値））を負担することを前提としつつ、周辺市町との均衡やリサイクルへの誘導の観点も踏まえながら、総合的に決定しなければならない。

しかしながら、ごみ処理手数料の改定は、市内のすべての事業所に影響を及ぼすことから、近年の物価高騰などの社会経済状況を踏まえ、事業者への影響を考慮しつつ、事業系ごみの減量対策と手数料改定の両面から同時に取り組むことが重要であると考ええる。

併せて、事業者に対しては、事業系ごみの現状やリサイクルの意義などとともに、排出事業者責任についても丁寧に説明しながら、十分な理解を得て、これを実現していくことが必要である。

5 まとめ

北九州市の一般廃棄物の量については、事業系ごみが全体量を押し上げている。

一方で、家庭ごみにおいては、政令指定都市初となる「かん・びん分別収集」や「有料指定袋制度の導入」の実施など、市民の理解と協力のもとで成果をあげていることから、北九州市民のごみに対する意識は十分高い。

事業者におけるごみの減量・リサイクルへの取り組みは、資源循環を促し、事業者自らがサーキュラーエコノミーの担い手となることを意味する。このような事業者の主体的な関与は、北九州市が持続可能で競争力ある都市へと成長するうえでも極めて重要であると考えらる。

当審議会としては、北九州市が、このたびの答申に基づき、事業系ごみの各課題に対して迅速かつ着実に取り組んでいくことを期待する。

また、減量・リサイクル策を進めるうえでは、これまで国内外で高い評価を受けてきた環境先進都市としての強みや特性を十分に生かすことで、官民一体となって「地消・地循環」の動きを活性化していくことを願うものである。

最後に、この先の事業系ごみの減量・リサイクルの取り組みが、世界をリードする「サステナブルシティ・北九州市」の実現に向けた一助となることを期待する。

6 参 考

(1) 審議経過

○ 第67回環境審議会（令和6年2月9日）

（審議内容）

- ・ 廃棄物とは
- ・ 北九州市の廃棄物の状況
- ・ 他の政令指定都市との比較
- ・ 事業系ごみ対策のこれまでの取り組み
- ・ 事業系ごみ対策の課題
- ・ 今後の事業系ごみ対策の方向性

○ 第68回環境審議会（令和6年4月22日）

（審議内容）

- ・ 事業者アンケート調査結果
- ・ 事業所に対する啓発・指導
- ・ 工場等で受入体制・指導のあり方

○ 第69回環境審議会（令和6年7月30日）

（審議内容）

- ・ 事業系ごみの排出状況
- ・ リサイクルのさらなる促進

○ 第70回環境審議会（令和6年11月5日）

（審議内容）

- ・ 事業系ごみ組成調査結果
- ・ 事業系ごみの処理手数料のあり方

○ 第71回環境審議会（令和7年4月11日）

（審議内容）

- ・ 答申案の検討1

○ 第72回環境審議会（令和7年8月19日）（予定）

（審議内容）

- ・ 答申案の検討2

(2) 第 15 期 北九州市環境審議会委員名簿（第 67 回～第 69 回 環境審議会）

任期：令和 4 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まで

（50 音順、敬称略）

氏 名	団体名・役職
藍川 昌秀	北九州市立大学 国際環境工学部 教授
◎ 浅野 直人	福岡大学 名誉教授
池田 幹友	（一社）北九州中小企業団体連合会 会長
井上 智帆	TOTO UNION 副書記長（連合福岡北九州地域協議会）
江口 恵子	九州女子大学 人間科学部 特任教授
大田 純子	（公財）地球環境戦略研究機関 北九州アーバンセンター 研究員
河田 圭一郎	北九州市議会議員 環境水道委員会 副委員長
籠田 淳子	（有）ゼムケンサービス 代表取締役
重國 香	（一社）北九州市保育所連盟 理事、北九州市保育士会 副会長
田中 綾子	福岡大学工学部 資源循環・環境グループ 教授
出口 成信	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員
中牟田 リラ	市民公募委員（北九州市立大学 学生）
沼田 文子	北九州市女性団体連絡会議 理事
浜野 和子	北九州商工会議所女性会 理事〔㈱ダイナリィビジネス学院〕
○ 富士川 厚子	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員長
古野 英樹	（公財）北九州国際技術協力協会（KITA） 顧問
松尾 和也	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員
○ 松永 裕己	北九州市立大学大学院 マネジメント研究科 教授
山下 洋介	北九州市環境衛生総連合会 会長
山根 小雪	日経 BP「日経エネルギーNext」編集長

◎・・・会長、○・・・会長代理

(3) 第 16 期 北九州市環境審議会委員名簿（第 70, 71 回環境審議会）

任期：令和 6 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

(50 音順、敬称略)

氏 名	団体名・役職
藍川 昌秀	北九州市立大学 国際環境工学部 教授
赤木 純子	(公財) 地球環境戦略研究機関北九州アーバンセンター 研究員
◎ 浅野 直人	福岡大学 名誉教授
荒川 徹	北九州市議会議員 環境水道委員会 副委員長 (R7.3.24 就任)
飯田 緑	九州工業大学 大学院情報工学研究院 准教授
泉 日出夫	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員 (R7.3.24 就任)
江頭 杏	市民公募委員 (BlancheNeige 小倉開発センター長)
金上 江利子	北九州市女性団体連絡会議 副会長
河田 圭一郎	北九州市議会議員 環境水道委員会 副委員長 (R7.2.9 退任)
小林 光	東京大学先端科学技術研究センター 研究顧問
籠田 淳子	(有) ゼムケンサービス 代表取締役
重國 香	(一社) 北九州市保育所連盟 理事、北九州市保育士会 副会長
高原 恵子	北九州市立幼稚園連盟 会長
田中 綾子	福岡大学工学部 資源循環・環境グループ 教授
出口 成信	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員 (R7.2.9 退任)
富沢 善和	(一社) 北九州中小企業団体連合会 副会長
畠中 聡之	北九州市環境衛生総連合会 会長
浜野 和子	北九州商工会議所女性会 理事 [(株)ダイナリィビジネス学院]
○ 日野 雄二	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員長 (R7.3.24 就任)
富士川 厚子	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員長 (R7.2.9 退任)
松尾 和也	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員 (R7.2.9 退任)
○ 松永 裕己	北九州市立大学大学院 マネジメント研究科 教授
村上 さとこ	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員 (R7.3.24 就任)
山根 小雪	日経 BP「日経エネルギーNext」編集長

◎・・・会長、○・・・会長代理